



段階選抜方式の試行（工事概要）について

段階選抜方式については、入札・契約制度において、工事の品質の確保を図るとともに、競争参加者及び発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的として試行するものです。

二段階選抜方式は、平成22年度に一般競争・総合評価落札方式で、鋼橋上部工事の2件、平成23年度に公募型指名競争・総合評価落札方式で、鋼橋上部工事の1件を試行しています。

今年度は、トンネル工事の2件程度で、公募型指名競争・総合評価落札方式を用い、以下の二つの方式について試行します。

①二段階選抜方式：

昨年度と同様に、一次審査で技術者評価及び企業評価等の評価点合計が上位の10者を指名し、併せて技術提案(2テーマ)及び入札書の提出を求めて総合評価を行う方式

②技術提案段階選抜方式（二封筒事後審査型）：

今年度の新たな試行として、一次審査で技術者評価、企業評価及び技術提案(1テーマ目)の評価点合計が上位の10者を指名し、併せて技術提案(2テーマ目)及び入札書の同時提出を求め、開札後に技術提案(2テーマ目)を審査し、総合評価を行う方式

また、本方式は、「建設産業の再生と発展のための方策2011（H23.6.23国土交通省建設産業戦略会議）」の施策の一環として、落札決定の効率化（段階選抜方式）を推進するため、試行するものです。

【試行工事の概要】

①二段階選抜方式：【WT0対象外工事で試行】

工 事 名：平成24－25年度 佐川^{さかわ}歩道トンネル工事

工事概要：延長約322m、内空断面積約16m² 公告日：8月31日

工事場所：高知県高岡郡佐川^{さかわ}町字小池^{こいけ}甲～字古屋敷^{ふるやしき}乙

②技術提案段階選抜方式（二封筒事後審査型）：【WT0対象工事で試行】

工 事 名：平成24－25年度 箸蔵^{はしくら}第2トンネル工事

工事概要：延長約275m、内空断面積約51m² 公告予定：9月中旬

工事場所：徳島県三好市池田町西山^{みよししいけだちやま}～州津^{しゅうづ}

※上記以外の工事でも試行する場合があります。

【今回試行する方式】

○加算点 60点【標準型（I型）を準用】

- ①二段階選抜方式：技術提案(40点)＋技術者評価、企業評価(20点)＝60点
- ②技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)：技術提案60点

＜一次審査（入札参加者を指名する基準）＞

①二段階選抜方式：

入札参加者に求められる資格及び同種工事の実績等の要件を満たす者のうち、技術者評価及び企業評価の評価点合計点が上位10者までに含まれる者に対して、技術提案(2テーマ)及び入札書の提出を要請します。

②技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)：

入札参加者に要求される資格及び同種工事の実績等の要件を満たす者のうち、技術者評価、企業評価及び技術提案(1テーマ目)に係る評価の評価点合計点が上位10社までに含まれる者に対して、技術提案(2テーマ目)及び入札書の同時提出を要請します。

＜二次審査（総合評価を行う者の基準）＞

①二段階選抜方式：

一次審査で指名された者で、適正な技術提案を提出した者について、総合評価を行います。

②技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)：

一次審査で指名された者で、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、適正な技術提案(2テーマ目)を提出した者について、総合評価を行います。

＜落札予定者の決定＞

①二段階選抜方式：

技術提案(2テーマ)の評価点、一次審査時に評価した技術者評価点、企業評価点、施工体制 評価点及び入札価格により、落札予定者を決定します。

②技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)：

技術提案(2テーマ)の評価点、施工体制評価点及び入札価格により落札予定者を決定します。

＜問合せ先＞ 国土交通省 四国地方整備局 TEL：(087)851-8061

技術開発調整官 木村 正己 (内線3120)

技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)

技術管理課長補佐 門田 隆志 (内線3314)

二段階選抜方式の試行

～手続開始の公示及び入札説明書 要約版～

※実際の記載は、公募型指名競争入札に係る手続開始の公示(建設工事)及び入札説明書を参照ください。

【工事の実施形態】

本工事は、総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した入札参加者に要求される資格等の申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加者に要求される資格等の資料(以下「資料」という。)を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り、技術提案の提出を求める二段階選抜方式の試行工事である。

【一次審査】

＜入札参加者に要求される資格＞

次に掲げる資格、基準を満たす者を指名し、指名された者のうち、技術提案が適正である者について、入札への参加を認める。

- ◆ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ◆ 四国地方整備局における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の内、「一般土木」の「B等級」に認定されている者であること。
- ◆ 平成9年度以降に元請けとして、条件を満足する同種工事の施工実績を有すること。
- ◆ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ・平成9年度以降に、元請けとして同種工事の経験を有する者であること。
 - ・配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ◆ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ◆ 建設業法の一般土木工事の許可を有する者であること。
- ◆ 四国地方整備局(港湾空港関係を除く。)において、元請けとして平成22年4月1日以降に完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度間連続で60点未満でないこと。

二段階選抜方式の試行

＜入札参加者を指名する基準＞

入札参加者に要求される資格要件を満たす者のうち、総合評価における技術者評価及び企業評価の評価点合計の上位10者までに含まれる者であること。なお、10者目の評価点合計が複数者存在する場合は、その全ての者を含むものとする。

ただし、入札参加者に要求される資格要件を満たす者の数が10に満たない場合は、満たす者全てを指名するものとする。

【二次審査】

入札参加者に要求される資格を有し、かつ、入札参加者を指名する基準を満足して指名された者で、提出した技術提案書が適正であること。

【落札者の決定方法】

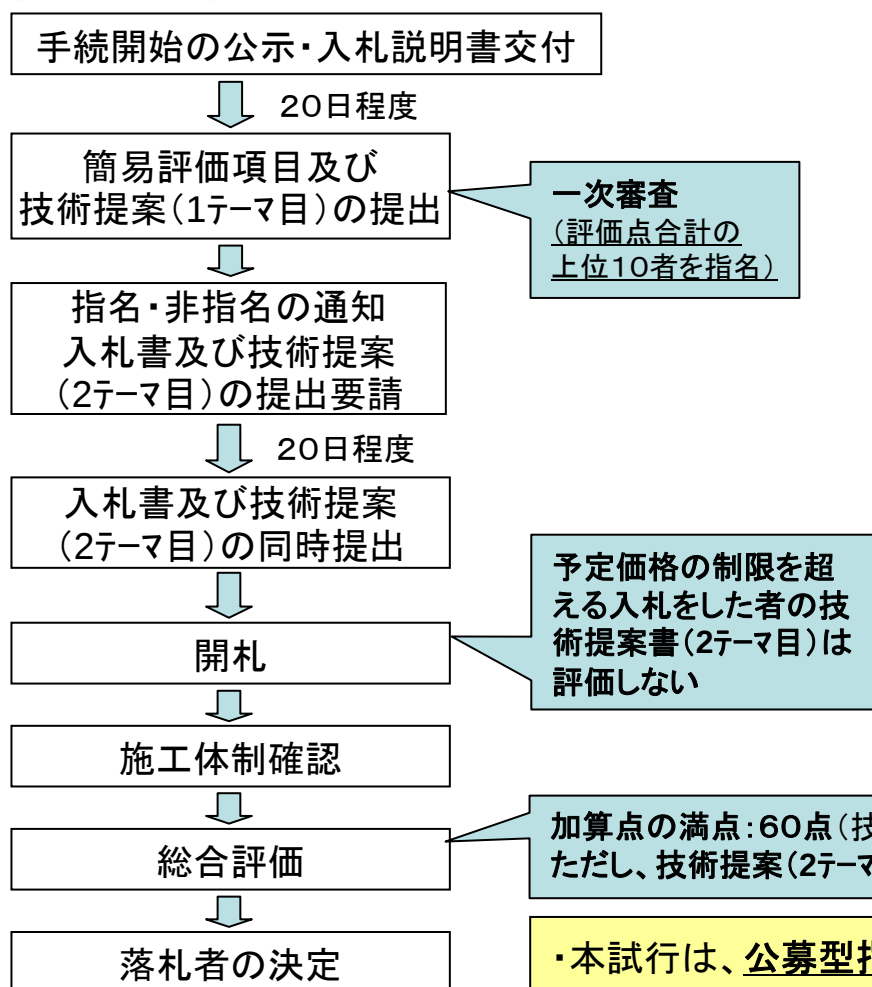
- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 標準点
 - ・ ①の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。
- ③ 加算点及び施工体制評価点
 - ・ 技術提案については、各技術提案を総合的にA・B・C・D・Eで評価し、それぞれAを20点、Bを15点、Cを10点、Dを5点、Eを0点として加算点を与える。
 - ・ 技術者評価及び企業評価については、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他のものは按分して加算点を与える。
 - ・ 施工体制評価については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。
- ④ 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(評価値)の最も高い者を落札者とする。

技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)の試行

◆技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)は、広く競争参加者を募ったうえで、総合評価における技術者評価、企業評価及び技術提案(1テーマ目)における評価点の合計が上位の10者に対し指名(一次審査)するとともに、入札書及び技術提案(2テーマ目)の同時提出を求め、開札後に技術提案書(2テーマ目)を審査して、総合評価落札方式にて落札者を決定するものです。

◆競争参加者及び発注者双方の事務量の軽減及びダンピング対策を目的として試行を行うものです。

【手続きフロー】



【簡易評価項目】

段階選抜(一次審査)						
技術者評価・企業評価 判定結果						
配置予定技術者評価			企業評価		評価点合計 ①+②	
施工経験の評価			基本企業評価	施工実績の評価		
施工同種 経験①の	施工同種 経験②の	施工同種 経験③の	小計 ①	施工実績 の 小計 ②		
5	5	5	15	15	15	30

※同種工事の施工経験(実績)は、競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、設計条件等について更なる同種性が認められる工事の経験(実績)が認められる場合に加算する。

【技術提案】

総合評価		
段階選抜 (一次審査)		技術提案
VEに値する提案		
技術提案テーマ①	技術提案テーマ②	加算点 (評価点)
30	30	60

・本試行は、公募型指名競争入札として、評価点上位10者を指名

技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)の試行

～手続開始の公示及び入札説明書 要約版～

※実際の記載は、入札公告(建設工事)及び入札説明書を参照ください。

【工事の実施形態】

本工事は、配置予定技術者の工事経験及び企業の施工実績等について記述した入札参加者に要求される資格等の申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加者に要求される資格等の資料(以下「資料」という。)並びに技術提案(1テーマ目)を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り、入札書及び技術提案(2テーマ目)の同時提出を求め、開札後に技術提案(2テーマ目)の評価等を行う技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)の試行工事である。

【一次審査】

＜入札参加者に要求される資格＞

次に掲げる資格、基準を満たす者を指名し、指名された者のうち、技術提案が適正である者について、入札への参加を認める。

- ◆ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ◆ 四国地方整備局における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の内、「一般土木」に認定されている者であること。
- ◆ 四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。
- ◆ 平成9年度以降に元請けとして、条件を満足する同種工事の施工実績を有すること。
- ◆ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ・平成9年度以降に、元請けとして同種工事の経験を有する者であること。
 - ・配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ◆ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ◆ 建設業法の一般土木工事の許可を有する者であること。

技術提案段階選抜方式(二封筒事後審査型)の試行

＜入札参加者を指名する基準＞

入札参加者に要求される資格要件を満たす者のうち、総合評価における技術者評価、企業評価及び技術提案(1テーマ目)評価の評価点合計の上位10者までに含まれる者であること。なお、10者目の評価点合計が複数者存在する場合は、その全ての者を含むものとする。

ただし、入札参加者に要求される資格要件を満たす者の数が10に満たない場合は、満たす者全てを指名するものとする。

【二次審査】

入札参加者に要求される資格を有し、かつ、基準を満足して指名された者で、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者について、技術提案(2テーマ目)の審査及び総合評価を行う。

【落札者の決定方法】

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 標準点
 - ・ ①の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案を提出した者に、100点の標準点を与える。
- ③ 加算点及び施工体制評価点
 - ・ 技術提案については、各技術提案を総合的にA・B・C・D・E・F・Gで評価し、それぞれAを30点、Bを25点、Cを20点、Dを15点、Eを10点、Fを5点、Gを0点として加算点を与える。
 - ・ 施工体制評価については、品質確保の実効性及び施工体制確保の确实性について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。
- ④ 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(評価値)の最も高い者を落札者とする。